

令和元年

第 6 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

(令和元年5月20日)

本 巢 市 教 育 委 員 会

第 6 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市学校給食センター 2階 会議室
会 議 令和元年5月20日 月曜日 午前11時00分
出席者 教育長 川治 秀輝
教育委員 汲田 美枝子
教育委員 小澤 明年
教育委員 村瀬 里佳
教育委員 黒田 隆吉

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	溝口 信司	教育委員会事務局長
	中村 美雪	参事兼学校教育課長
	白木 和雄	参事兼社会教育課長
	岩井 隆史	学校教育課主幹
	五井 淳人	学校給食センター所長
	扇間 輝幸	社会教育課主幹
	林 誠司	学校教育課総括課長補佐
	大西 貞充	学校教育課課長補佐
	田中 孝	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第15号 議会提出議案に係る意見聴取について（令和元年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育に関する事務に係る部分について）
- 議第16号 議会提出議案に係る意見聴取について（施設使用料等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例のうち、教育に関する条例の一部改正に係る部分について）
- 議第17号 本巢市社会教育委員の委嘱について
- 議第18号 本巢市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について
- 議第19号 本巢市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議第20号 本巢市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議第21号 本巢市学校運営協議会委員の委嘱について

その他

- (1) 令和元年度 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会委員の選出について
- (2) 次回の教育委員会開催日について

開会 午前11時00分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつの中で、文化財保護審議会、ふるさと学習ロマンプロジェクト等の話をした。
①ウオークとランニングのまちづくり、②FREE10について報告した。

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
中村課長 : 資料に基づき説明した。
五井所長 : 資料に基づき説明した。
白木課長 : 資料に基づき説明した。

川治教育長 : 議第15号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和元年度本巢市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育に関する事務に係る部分について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。
田中課長補佐 : 資料に基づき説明した。
大西課長補佐 : 資料に基づき説明した。
黒田委員 : 県補助事業である「ふるさと魅力体験事業」について、一部の学校は全学年参加できるが、その他の学校は一学年しか参加できない。
小澤委員 : ふるさと魅力体験事業について、学校側で参加する人数を選択しているのか。
大西課長補佐 : その通りである。
川治教育長 : その他質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第16号「議会提出議案に係る意見聴取について（施設使用料等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例のうち、教育に関する条例の一部改正に係る部分について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。
田中課長補佐 : 資料に基づき説明した。
小澤委員 : 高尾プールが記載されているが、ほとんど使われていない。
田中課長補佐 : 現在、高尾プールは、休止中の扱いとなっている。また、本巢総合運動場のプールも昨年度から休止中の扱いとなっている。国からの補助をいただいているため、施設の取り壊しが出来ない。施設としては、休止中で存続している状態である。
小澤委員 : 高尾プールは随分使用されていないことから、地元住民の意見としては撤去してもらえた方がよい。
田中課長補佐 : 高尾プールは、補助事業により取得した財産の処分制限期間が数年後で経過するため、それ以降に撤去の方向で条例改正も必要であると考えている。
川治教育長 : プールを使用していないが、条例改正に挙げていかなければな

らないのか。

田中課長補佐：今回の条例改正は、体育施設に限らず全ての施設の使用料・手数料に係る一括上程である。本巢総合運動場のプールの廃止も検討していたが、この条例改正の趣旨に合わないことから、見送った。今後、高尾プールと併せて廃止を検討していく。

川治教育長：市民市外問わず同一料金なのか。

田中課長補佐：市民と市外の区別ができないため、同一料金である。

川治教育長：テニスコート使用料は1時間につき210円だが、他の市と比べてどうなのか。

田中課長補佐：比較すると、本市の料金は安い状況である。

ただし、市民の方には申請の受付を早くしている。その後、空いている箇所を市外の方に申請をしてもらっている。市民の方が不利益を被らないよう、申請の段階で対応を講じている。

川治教育長：その他質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第17号「本巢市社会教育委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

白木課長：資料に基づき説明した。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第18号「本巢市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

白木課長：資料に基づき説明した。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第19号「本巢市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

五井所長：資料に基づき説明した。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第20号「本巢市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中村課長：資料に基づき説明した。

川治教育長：委員の中で、ある医療関係代表の方は、院長を引退されているがどうなのか。

大西課長補佐：息子に経営移譲をしつつあるが、学校保健会では息子が学校医

として登録されている。経営自体では、院長として名前が入っている。

溝口事務局長：委員では学校医となっているため、学校医の委嘱が息子にされていれば、委員は息子になる。

川治教育長：その点について、委員の確認をさせていただきたい。
(承認は保留)

川治教育長：議第21号「本巣市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

岩井主幹：資料に基づき説明した。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：その他について事務局に説明を求めた。

中村課長：平成31年度 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会委員の選出について資料に基づき説明した。

林総括補佐：次回の教育委員会開催日について諮り、6月24日(月) 午後1時30分に決定した。

川治教育長：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後0時10分